

平成23年 行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	被災者生活再建支援法施行に要する経費		担当部局庁	政策統括官(防災担当)	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	事業開始：平成11年度		担当課室	参事官(災害復旧・復興担当)	小森 雅一		
会計区分	一般会計		施策名	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	被災者生活再建支援法		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添「被災者生活再建支援制度の概要」参照						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算	600	600	600	600	
		補正予算	0	0	0	52,000	
		繰越し等	4,570	571	△ 379	555	
		計	5,170	1,171	221	53,155	600
	執行額	2,108	851	162			
執行率 (%)	40.8%	72.7%	73.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	災害発生を受けて履行される事業であることから、定量的な指標による算出は困難。		成果実績				
			達成度	%			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	災害発生を受けて履行される事業であることから、定量的な指標による算出は困難。		活動実績 (当初見込み)				-
						() ()	
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	補助金	600	600				
計	600	600					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	—	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	—	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果		当該支援金については被災者生活再建支援法（議員立法により創設）により規定されており、見直しには原則として法改正が必要である。	
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善		制度の円滑な運用に努めるとともに、制度の見直しなどの総合的な検討を進めるべき。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
—		引き続き、制度の円滑な運用及び制度の見直しなどの総合的な検討に努めていくこととする。	
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
各年度における繰越額 平成20年度： 571百万円 平成21年度： 176百万円 平成22年度： 555百万円			

都道府県

相互扶助の観点から基金拠出
・平成11年度 300億円
・平成16年度 300億円

A. 被災者生活再建支援法人
(財)都道府県会館

都道府県の拠出により基金を設置
※平成21年度末残高 538億円

申請
(市町村・都道府県経由)

支援金の支給
※平成22年度
324百万円

【法律で規定・補助】
支援金支給額の1/2を補助
※平成22年度
162百万円

被災者

国

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.(財)都道府県会館			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	被災者生活再建支援金補助金の支給	162			
計		162	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	(財)都道府県会館	補助金の交付	162	—	—

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 災害証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額: 600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。